

令和 3 年度第 2 回
豊田市社会福祉審議会 高齢者専門分科会

令和 4 年 2 月 1 日 (火)

目 次

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

【議題 1】 地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所について
(承認事項)

【議題 2】 豊田市地域包括支援センター運営要綱の一部改正について (承認事項)

【議題 3】 令和 4 年度豊田市地域包括支援センター事業運営方針について
(承認事項)

【議題 4】 地域ケア会議について (報告事項)

【議題 5】 地域包括支援センター職員の人材育成について (報告事項)

福祉部 高齢福祉課

【議題1】 地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所について 【承認事項】

承認には、地域包括支援センターが公正中立の立場で委託を実施しているかの判断が必要である。なお、平成17年度地域包括支援センター運営協議会において、「年数回の運営協議会での事前承認は難しいため、過度に委託先が偏っていないか判断の上、豊田市が随時決定し、運営協議会の事後承認を受ける」とされている。

1 新規に委託契約を締結した事業所（令和3年7月～令和3年11月）

	指定居宅介護支援事業所名	住所
① 介護予防 ケアマネジメント	ケアプランセンターふじい	豊田市河合町 3-7-3
② 指定介護予防支援	ケアプランセンター はーと	名古屋市名東区引山 3-716

2 委託の偏りについて（P2～4参照）

事後承認内容：地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託している介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援について、委託件数の50%以上を占める居宅介護支援事業所への委託に正当な理由があると認められるため、公正中立の立場で委託を実施していることの承認

計算方法：(最大委託件数/全委託件数) %

最大委託件数：委託先の中で最も件数が多い事業所の委託件数

基準：介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない
(50%以上の場合は、正当な理由を記載)

3 参考（承認の根拠）

豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
(運営協議会の所掌事務)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の承認に関する事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

④ センターが介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所

(2)地域包括支援センター運営協議会に関すること

地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	最大委託件数	全委託件数	割合 (%)	50%以上の理由
ほっとかん地域包括支援センター	ベネッセ介護センター 小牧	1	2	50.0	50%以上の理由 委託数が僅少のため
	ニチケアセンター-豊田南	1			
ぬくもりの里包括支援センター	相談処 げつじんのまど	1	1	100.0	
	ケアプランセンターふるさと梅坪	1	2	50.0	
豊田地域ケア支援センター	優輪ケアプラン	1	3	66.7	
	ナイスプランふくしの里	2			
ふくしの里包括支援センター	居宅介護支援ジヨイプラン	1	2	50.0	
	居宅介護支援事業所ブルーム	2			
みなみ福寿園地域包括支援センター	とよた苑居宅介護支援事業所	2	3	66.7	
	ひまわり邸地域包括支援センター	2	3	66.7	
わかばやし園地域包括支援センター	ライフサポート介護センター-豊田南	2	3	66.7	
	メグリア ケアプラン野見山	1	2	50.0	
地域包括支援センターくらがいけ	居宅介護支援事業所 いぶき	1			

① 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	最大委託件数	全委託件数	割合 (%)	50%以上の理由
地域包括支援センター—藤岡の楽園	ケアプランセンター—なないろ	1	2	50.0	委託数が僅少のため
	居宅介護支援事業所—いぶき	1			
つつみ園地域包括支援センター	あびお居宅介護支援事業所	1	2	50.0	
	居宅介護支援事業所—ほえみの里若林	1			
地域包括支援センター—益富の楽園	ケアプランセンター—益富の楽園	2	2	100.0	
笑いの家地域包括支援センター	居宅介護支援事業所—豊水園	1	1	100.0	
ひまわりの街地域包括支援センター	メグリアケアプラン御幸本町	1	1	100.0	
みのり園地域包括支援センター	居宅介護支援事業所—ほえみの里若林	1	1	100.0	
いなぶ包括支援センター	いなぶ介護支援事業所	1	1	100.0	
まどいの丘包括支援センター	まどいの丘ケアプランセンター	3	3	100.0	
足助地域包括支援センター	足助病院 介護保険相談室	7	9	77.8	利用者希望のため
トヨタ地域包括支援センター	メグリアケアプラン御幸本町	4	6	66.7	

① 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	最大委託件数	全委託件数	割合 (%)	50%以上の理由
ぬくもりの里包括支援センター	ぬくもりの里居宅介護支援事業所	3	3	100.0	
豊田厚生地域包括支援センター	日本介護サービス株式会社	1	1	100.0	
わかばやし園地域包括支援センター	ケアプラン高岡	1	1	100.0	
地域包括支援センター益富の楽園	ケアプランセンター 益富の楽園	3	3	100.0	
笑いの家地域包括支援センター	居宅介護支援事業所笑いの家	1	1	100.0	委託数が僅少のため
みのり園地域包括支援センター	ベネッセ介護センター小牧	1	2	50.0	
	みのり園居宅介護支援センター	1			
いなぶ包括支援センター	いなぶ介護支援事業所	3	3	100.0	
地域包括支援センター保見の里	保見の里居宅介護支援事業所	3	6	50.0	利用者希望のため
	石野の里地域包括支援センター	4			
まどいの丘包括支援センター	まどいの丘ケアプランセンター	7	7	100.0	担当地区内に居宅介護支援事業所が1箇所しかないため

② 指定介護予防支援

【議題2】豊田市地域包括支援センター運営要綱の一部改正について【承認事項】

豊田市地域包括支援センター運営要綱（平成24年4月1日施行）を新旧対照表のとおり改正する。

基幹型地域包括支援センター職員配置の明確化（第9条2項）

改正後（新）	改正前（旧）
第9条 センターには、管理責任者を置くものとする。 2 基幹型センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数及び職種は、次のとおりとする。 （1）基幹型センター職員（管理責任者を含む。） 8人 （2）前号の職員の職種は、豊田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第2号。以下「条例」という。）第3条第1項各号に規定する職種 （3）前号に規定する職種の員数 各1人以上	基幹型センターには、職員8人を配置する。この場合において、豊田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第2号。以下「条例」という。）第3条第1項各号に規定する職種について少なくとも各1人を配置するものとする。

<参考>

豊田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（抜粋）

（職員に係る基準及び当該職員の員数）

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- （1）保健師その他これに準ずる者 1人
- （2）社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- （3）主任介護支援専門員（省令第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

(改正後全文)

豊田市地域包括支援センター運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく地域包括支援センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 センターの運営は、豊田市（以下「市」という。）が行うものとする。

(実施方法)

第3条 市は、法第115条の47第1項及び第4項の規定に基づき、法人等に委託して実施する。

(種別)

第4条 センターの種別は次に掲げる2種類とする。

(1) 基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）

(2) 地域型地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）

(設置等)

第5条 センター種別ごとの設置は下記のとおりとする。

(1) 基幹型センター 1か所

(2) 地域型センター 原則中学校区内に1か所

2 センターの名称、所在地及び担当地区は別表第1のとおりとする。

(対象者)

第6条 センターの利用対象者は、原則として、市内に居住するおおむね65歳以上の者とする。

(事業内容)

第7条 センターは、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 基幹型センター 地域型センターの統括や処遇困難ケース対応の後方支援、その他基幹型センターの事業として市が必要と認める事業

(2) 地域型センター 法第115条の45条第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く）及び法第115条の45第2項に掲げる事業（包括的支援事業）、その他地域型センターの事業として市が必要と認める事業

(運営体制)

第8条 センターは、緊急時の対応等の場合を想定し、併施設等との連携により、24時間を通じて対応が図れるような体制を整備するものとする。

(職員の配置等)

第9条 センターには、管理責任者を置くものとする。

2 基幹型センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数及び職種は、次のとおりとする。

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

(1) 基幹型センター職員（管理責任者を含む。） 8人

(2) 前号の職員の職種は、豊田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第2号。以下「条例」という。）第3条第1項各号に規定する職種

(3) 前号に規定する職種の員数 各1人以上

3 地域型センターは、条例第3条第1項及び第2項に規定する職員数を確保しなければならない。ただし、委託業務を円滑に実施するために別表第2のとおり条例規定員数を超えて配置することができるものとする。

4 担当地区の変更がある場合は、引継ぎに係る職員数及び期間等を豊田市地域包括支援センター運営協議会にて協議し定めるものとする。

(職員の責務)

第10条 センターの職員は、公正中立性に十分留意して行動しなくてはならない。

2 センターの職員は、個人情報の保護に万全を期し、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた場合にも、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性を鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、業務に関する知識・技術に関し自己研鑽に努めなければならない。

4 管理責任者は、当該職員に対して積極的に研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めなければならない。

(委託料)

第11条 センターの運営に係る委託料は、人件費、事務諸経費のほか、必要に応じて市が指定する業務に係る経費の総額とする。なお、委託料は実績に応じて精算するものとする。

2 前項に掲げる人件費の基準額は、経済状況や同種同業者の給与等を勘案し市が別途定める。

3 基幹型センターの運営に係る人件費は、第9条第2項に定める職員数に基準額を乗じた額を上限とする。

4 地域型センターの運営に係る人件費は、担当する地区の第1号被保険者の数に応じて別表第2に定める職員数に基準額を乗じた額を上限とする。なお、別表第2は、委託業務を円滑に実施するための推奨職員配置数とする。

5 第1項に掲げる市が指定する業務とは、第7条第2号で示す業務内容のうち、必要に応じて市が別に示す取組業務を指し、100万円を上限として支払うものとする。

6 第1項に掲げる事務諸経費の基準額は、第7条第2号で示す業務を円滑に実施するために実績等を勘案し、市が別途定める。

(書類の整備)

第12条 センターは、利用者基本台帳及び相談表のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

(経理)

第13条 センターの管理責任者は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分しなければならない。

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

(事業実施状況等の報告)

第14条 センターは、月ごとの事業実施状況及び各年度の事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書等を市が定める様式に従って、市の示す期日までに報告しなければならない。

(運営協議会)

第15条 センターは、豊田市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切で公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、センター事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

基幹型地域包括支援センター

名称	所在地
豊田市基幹包括支援センター	西山町3丁目30番地1 (豊田地域医療センター内)

地域型地域包括支援センター

担当地区 (五十音順)	名称	所在地
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町7丁目48番地6 (有料老人ホーム豊田ほっとかん内)
旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ヶ平22番地 (老人福祉センターぬくもりの里内)
朝日丘	社協包括支援センター	錦町1丁目1番地1 (豊田市福祉センター内)
足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田20番地 (足助病院内)
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7番地46 (特別養護老人ホーム豊田福寿園内)
石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田26番地1 (特別養護老人ホーム石野の里内)
稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村5番地 (稲武福祉センター内)
梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町3丁目30番地1 (豊田地域医療センター内)
小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木574番地 (小原福祉センターふくしの里内)

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷148番地 (老人保健施設かずえの郷内)
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山9番地1 (特別養護老人ホーム猿投の楽園内)
猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹116番地 (特別養護老人ホームこささの里内)
下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7番地2 (下山保健福祉センターまどいの丘内)
浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町伊保原500番地1 (豊田厚生病院内)
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5番地194 (特別養護老人ホームみなみ福寿園内)
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5丁目20 (特別養護老人ホームひまわり邸内)
高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76番地 (特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内)
高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40番地1 (特別養護老人ホームくらがいけ内)
藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207番地2 (藤岡福祉センターふじのさと内)
藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町オケ洞10番地5 (特別養護老人ホーム藤岡の楽園内)
豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1丁目1番地 (老人保健施設ジョイステイ内)
保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109番地1 (特別養護老人ホーム保見の里内)
前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18番地1 (特別養護老人ホーム豊田つつみ園内)
益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131 (特別養護老人ホーム益富の楽園内)
松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23番地 (特別養護老人ホーム笑いの家内)
美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5丁目80番地1 (特別養護老人ホームとよた苑内)
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48 (特別養護老人ホームひまわりの街内)
若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79番地 (特別養護老人ホーム豊田みのり園内)

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

別表第2

第1号被保険者数	職員配置
1,500人未満	3人(2人以上常勤専従) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員各1人
1,500人以上 3,000人未満	4人(2人以上常勤専従) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより4人 各職種1人は必ず配置する ただし、2,000人以上の場合は3人以上常勤専従
3,000人以上 6,000人未満	5人(4人は常勤専従) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより5人 各職種1人は必ず配置する
6,000人以上 8,500人未満	6人(4人は常勤専従) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより6人 各職種1人は必ず配置する
8,500人以上	7人(4人は常勤専従) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより7人 各職種1人は必ず配置する

【議題3】 令和4年度豊田市地域包括支援センター事業運営方針について 【承認事項】

豊田市地域包括支援センター事業運営方針について、以下のとおり定める。
なお、令和4年度に新たに追加した部分は波線、変更した部分は下線としている。

令和4年度 豊田市地域包括支援センター事業運営方針

地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）、基幹包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にし、地域型センター及び基幹型センターの業務が円滑かつ効率的に実施できるように運営方針を定める。

地域型センター及び基幹型センターは、以下の方針に沿って、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を始めとする業務を行う。

《重点方針》

介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける高齢者の相談窓口として、引き続き個別支援に注力し、より市民に密着し、迅速かつ継続的に対応する。

- 個別支援に関する能力の強化（ケアマネジメント能力の向上、研修計画に沿った人材育成の実施及び知識・技術の補完による能力強化）
- 業務マネジメント力の向上（職員及び管理者の業務管理能力の獲得）
- 総合的な認知症施策のさらなる推進に向けた認知症地域支援推進員の活動強化

《方針項目》

- 1 地域包括ケアシステムの構築方針
- 2 地域型センター及び基幹型センター基本方針
- 3 担当地区ごとのニーズに応じた事業運営方針
- 4 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築方針
- 5 介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の基本方針
- 6 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託に関する方針
- 7 ケアマネジメント支援の実施方針
- 8 地域ケア会議の運営方針
- 9 認知症に関する取組方針
- 10 市との連携方針
- 11 地域型センターと基幹型センターとの連携方針
- 12 公正・中立性確保のための方針
- 13 運営協議会において提言された内容への対応

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

- 14 苦情対応に関する方針
- 15 相談者の個人情報及び情報セキュリティ等に関する方針
- 16 職員の人材育成に関する方針

1 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者等が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスの5つの高齢者ニーズに合わせて、切れ目のない支援に努める。

2 地域型センター及び基幹型センター基本方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進する。
- (2) 基幹型センターは、地域型センターのニーズを把握し、地域型センターが円滑に事業の実施ができるように適切な支援を実施する。なお、基幹型センターの主な機能としては、「後方支援」「企画・研修機能」「目標管理機能」「課題集約・提言機能」等を有するものとする。
- (3) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 市の方針である、第8期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき事業を遂行する。
 - イ 公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
 - ウ 担当地区の特性や住民特性等の実情に応じた対応を行う。
 - エ 保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が、専門知識等を生かして相互に連携・協働しながらチームで活動する。
 - オ 高齢者に包括的にサービス等が提供されるネットワークを構築する。
 - カ 住民の相談に懇切丁寧に対応し、関係者等とのネットワークを活用し、支援する。
 - キ 高齢者本人の選択を重視するとともに、本人や家族の思いを理解して支援を行う。
 - ク 介護予防・健康づくりに通じる社会参加を進める。
 - ケ 住民や高齢者を含めた多様な担い手による支え合いの体制づくりを推進する。
 - コ 豊田市在宅医療・福祉連携推進計画を踏まえた切れ目のない医療・介護の連携を推進する。

3 担当地区ごとのニーズに応じた事業運営方針

- (1) 地域型センターは、担当地区の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、地区の実態やニーズ、そこから把握される課題を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 関係機関等と協力し、担当地区の実態やニーズを常に把握できる体制を整備する。
 - イ 認知症及びひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の実態とニーズの把握に重点的に取り組む。

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

ウ 把握した担当地区のニーズや課題等に沿った事業計画を策定し、事業に取り組む。

4 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築方針

(1) 地域型センター及び基幹型センターは、高齢者を取り巻く多種多様な課題に対応するため、あらゆる機会を通じて関係機関等との連携強化を意識し、高齢者を支援するためのネットワークの構築を行う。

(2) 以下の視点をもって活動する。

ア ネットワーク構築のために、地域住民や関係機関と担当地区の実態や課題等の情報共有を行う。

イ 地域ケア会議の開催や多職種が集まる研修会への積極的な参加等により、ネットワークの構築を図る。

ウ 関係機関等と連携・協力し、複合的な課題を抱えている世帯を支援する。

5 介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の基本方針

(1) 地域型センターは、高齢者の介護予防及び日常生活支援のため、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。

(2) 以下の視点をもって活動する。

ア 高齢者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、高齢者の自立に向けて設定された目標を達成するために、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を活用したケアマネジメントを行う。

イ 援助にあたっては、介護予防手帳の活用などにより、高齢者本人の意欲を引き出し、主体的な取り組みを促すことに留意し、セルフマネジメントの推進を図る。

ウ 国・県・市等からの最新情報の把握及び各種研修への参加などにより、ケアマネジメント能力の向上に努める。

6 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託に関する方針

地域型センターは、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託にあたり、高齢者と委託先の指定居宅介護支援事業所の円滑な関係づくりを図ると共に、委託後も情報共有、連携に留意し、高齢者の地域での暮らしに対する総合的な支援に努める。

7 ケアマネジメント支援の実施方針

(1) 地域型センター及び基幹型センターは、介護支援専門員等のニーズや課題を把握し、介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境を整備するとともに、介護支援専門員等の個別ケアマネジメントに対する支援を行う。

(2) 以下の視点をもって活動する。

ア 介護支援専門員等への関係機関や多職種に関する情報提供や、意見交換の場等を

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

活用した介護支援専門員等と関係機関・多職種との関係づくりなどを行い、連携体制の構築を支援する。

- イ 介護支援専門員等の相互のネットワーク構築のため、定期的に情報交換会を開催する。
- ウ 介護支援専門員等の実践力向上のために必要な研修や事例検討会、地域ケア個別会議等を開催する。
- エ 介護支援専門員等が相談しやすい環境や体制を確保する。
- オ 介護支援専門員等の個別事例に対し、ニーズに沿って必要な支援を行う。
- カ 介護支援専門員等に対する支援・指導能力の向上に努める。

8 地域ケア会議の運営方針

- (1) 地域ケア会議は、地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会、地域ケア推進会議から構成される。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会においては、医療・介護の専門職と関係機関・地域支援者が連携して、ケアマネジメント支援や地域支援ネットワークの構築につなげる。
 - イ 多職種で自立支援を考える会においては、ケーススタディの積み重ね等により、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント力の向上に努める。
 - ウ 地域型センターは、地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会の個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握し、課題解決に向けた取組を実施する。
 - エ 基幹型センターは、地域型センターが把握した地域課題等を集約し、地域ケア推進会議における課題解決のための協議につなげる。

9 認知症に関する取組方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、認知症（若年性認知症を含む）になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員の役割を包括的に有しながら、認知症に関する取組を行う。なお、事業の企画・調整においては、認知症の本人の視点を踏まえるとともに、本人支援と家族支援の一体的支援を意識した取組に努める。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 認知症に関する啓発と相談支援を行う。
 - イ 認知症初期集中支援チームや関係機関とのネットワークを構築する。
 - ウ 認知症に関する事業の企画・調整を行う。
 - エ 認知症高齢者等の見守り支援を行う。
 - オ 認知症の人の家族に対する支援を行う。
 - カ 認知症の人の社会参加に関する支援を行う。

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

10 市との連携方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、あらゆる委託業務の運営において常に市と連携し、「報告・連絡・相談」の徹底を図り、情報の共有を行う。
- (2) 地域型センター及び基幹型センターは、行政機関の権限行使（措置、成年後見制度市長申立て、高齢者虐待防止法による立入調査、警察への援助要請等）に協力・連携する。
- (3) 地域型センター及び基幹型センターは、業務実施に当たり必要な個人情報の共有の方針や共有する情報の範囲について、市と協議・確認する。
- (4) 市は、地域型センター及び基幹型センターの業務実施に必要な情報提供や支援を行う。

11 地域型センターと基幹型センターとの連携方針

- (1) 地域型センターは、地域課題や目標等を基幹型センターと共有し、相互に連携することで課題解決に向けた効果的な取組を行う。
- (2) 基幹型センターは、28か所の地域型センターを統括し、必要な支援を実施する。

12 公正・中立性確保のための方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、包括的支援事業のみならず、第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援においても、常に地域社会、その他関係機関からの信頼を損なうことがないよう、事業の実施に当たっては公正・中立の立場を確保しなければならない。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 公正・中立性に配慮して、介護サービス事業所や居宅介護支援事業所を紹介する。
なお、経緯については記録に残すものとする。
 - イ 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないようにする。

13 運営協議会において提言された内容への対応

市、地域型センター及び基幹型センターは、地域包括支援センター運営協議会において提言を受けた場合は、その内容を真摯に受け止めて、適切な事業の実施に努める。

14 苦情対応に関する方針

地域型センター及び基幹型センターは、住民等からの苦情に対応するための適切な体制を確保する。苦情を受け付けた場合は、その内容や対応について記録をするとともに、関係者間で情報を共有し、再発防止に努める。

15 相談者の個人情報及び情報セキュリティ等に関する方針

地域型センター及び基幹型センターは、個人情報の取扱い及び情報セキュリティを確保するため、別に市が示す「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守しなければならない。また、適切な相談スペースの確保やプライバシーに配慮した対応に努める。

16 職員の人材育成に関する方針

- (1) 地域型センターの職員は、市及び基幹型センターが提供する研修計画に沿った研修に積極的に参加し、知識や専門性の向上に努める。
- (2) ブロック協力事業を活用し、地域型センターの枠を超えて職員相互が学び合う風土を醸成する。
- (3) 地域型センターの運営受託法人は、組織全体で職員の人材育成に取り組む。

【議題4】地域ケア会議について

【報告事項】

1 目的

高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターが中心となって、医療・介護の専門職と関係機関・地域支援者が連携して高齢者を支援するための地域ケア会議を設置している（介護保険法第115条の48）。

地域ケア会議は、上述の連携によりケアマネジメント支援や地域支援ネットワークの構築につなげるとともに、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域に共通した課題を浮き彫りにし、地域に必要な社会資源の開発や地域づくり、さらには市の総合計画への反映などの政策形成につなげるものであり、地域包括ケアの実現に向けた重要なツールの一つである。

なお、「多職種で自立支援を考える会（地域ケア会議自立支援版）」については、高齢者のQOLの向上のための多職種によるケーススタディを行い、様々な職種の視点を学び合うとともに、「住み慣れた地域で自分らしく暮らしていく」ために必要なことについて考える場である。

2 会議の機能

以下の5つの機能を有している。

- 個別課題の解決 ○地域包括支援ネットワークの構築 ○地域課題の発見
- 地域づくり・資源開発 ○政策の形成

3 会議の種類等

地域ケア会議は開催の目的・方法によって大きく、以下の2種類に分かれる（詳細は後述参照）。

地域ケア個別会議	個別事例の課題検討 ※「地域ケア個別会議」「多職種で自立支援を考える会」が該当
地域ケア推進会議	地域に必要な取組を明らかにして施策を立案・提言 ※本市は、「地域包括支援センター運営協議会」に位置づけ

4 地域ケア個別会議開催数

区分	令和3年度 (4-9月)	令和2年度	令和元年度
地域ケア個別会議（事例検討）	24回	50回	62回
多職種で自立支援を考える会（自立支援版）	12回	14回	(※)11回

※令和元年度は試行実施

(参考) 多職種で自立支援を考える会の参加職種の状況

医師、薬剤師、療法士、(主任)介護支援専門員、保健師・看護師、社会福祉士、
歯科衛生士、(管理)栄養士、生活支援コーディネーター、精神保健福祉士
その他、必要に応じて地域組織の職員

5 これまでの経緯と今後の方向性

(地域ケア個別会議のうち、主に「多職種で自立支援を考える会」について説明)

平成30年度にモデルブロック1地区を選定、令和元年度には、さらに1ブロックを追加することで、順次、「自立支援・介護予防の観点で多職種の視点を習得」「事例を積み重ねることで地域課題を抽出し対応策を検討」の事業趣旨の浸透・共有化を図り、令和2年度に全市展開となった。

本事業は、多職種の専門的な視点に基づく助言を通じて、検討事例の自立に資するケアマネジメントの向上を図るとともに、他職種との交流による技術移転（スキルアップ）、多職種協働（ネットワークの構築）等、お互いの「学習の場」としての機能も有していることから、開始年度から徐々に職能団体への参加を呼びかけた結果、

- ・ 医療機関との連携方法や医師への伝え方が参考になった
- ・ 誤嚥性肺炎のため、トロミ食ではあったが、口腔に対する意識がなかった
- ・ 職種が違えば視点も変わるが、その職種ならではの考え方を知ることができた

など、「気づくことが増えた」「自分の視点でしか事例を見てなかった」「些細なことでも他職種と話し合うことも必要」など、様々な視点で助言を得ることにより、今だけでなく先を見据えて考える機会となった。一方で、

- ・ 支援者が地域の社会資源について共有できていないのではないか
- ・ 誰もが役割や居場所を持ち、地域で社会参加できる体制が必要ではないか
- ・ ボランティア精神のある方への支援が必要ではないか（活躍の場の提案）
- ・ 日常のちょっとした困りごとを解決するための活動が必要ではないか
- ・ 筋力や機能低下による福祉用具と痛みを緩和するための福祉用具の違いの体験の機会を確保してはどうか
- ・ 支援者側の対応力向上の研修が必要ではないか
- ・ 訪問等栄養指導サービスが必要ではないか

など、事例を積み重ねることで、課題の見える化ができた。

上記のうち、専門職の訪問指導については、政策課題の解決策として、「実際の生活の場での専門職の指導・助言」が望ましいと判断された場合には、来年度より自立支援を目的とした訪問指導を実施し、今後のサービス展開を検討するための材料とする。その他、地域課題等については、地域包括支援センターブロック協力事業等の既存の事業を活用しながら解消を図る。

多職種協働によるネットワークの構築（顔つなぎ）や多職種の専門的な視点に基づく助言を通じた気づきなど、当初の目的は達成しつつある。その一方で、助言する立場としての役割や技術の向上については、同職種又は異職種での研修・交流機会を確保し、参加者の更なる資質向上を図っていく。

(参考) 地域包括支援センターのブロック単位について

複数の地域包括支援センター職員がお互いの意見や情報を交換することで、互いの知識・技術を補完するとともに、業務の効率化(業務集約)・資質の向上を目指し、ひいては地域包括支援センターの孤立化や業務運営・人材育成の差を解消して市民サービスの向上を図るため、市内28地域包括支援センターを、地域特性や日常生活圏域を考慮して以下の5つのグループに振り分けている。

ブロック名	地域包括支援センター名称	中学校区
南部	みなみ福寿園地域包括支援センター	末野原
	地域包括支援センターかずえの郷	上郷
	わかばやし園地域包括支援センター	高岡
	みのり園地域包括支援センター	若園
	つつみ園地域包括支援センター	前林
	ひまわりの街地域包括支援センター	竜神
東部	足助地域包括支援センター	足助
	ぬくもりの里包括支援センター	旭
	いなぶ包括支援センター	稲武
	まどいの丘包括支援センター	下山
中部	笑いの家地域包括支援センター	松平
	地域包括支援センターくらがいけ	高橋
	地域包括支援センターとよた苑	美里
	地域包括支援センター益富の楽園	益富
	トヨタ地域包括支援センター	豊南
西部	ひまわり邸地域包括支援センター	崇化館
	豊田地域ケア支援センター	梅坪台
	ほっとかん地域包括支援センター	逢妻
	社協包括支援センター	朝日丘
	豊田厚生地域包括支援センター	浄水
北部	地域包括支援センター保見の里	保見
	地域包括支援センター猿投の楽園	猿投
	こささの里地域包括支援センター	猿投台
	豊田福寿園地域包括支援センター	井郷
	石野の里地域包括支援センター	石野
	ふじのさと包括支援センター	藤岡
	地域包括支援センター藤岡の楽園	藤岡南
	ふくしの里包括支援センター	小原

なお、上記のブロック単位を活用した事業として「地域包括支援センターブロック協力事業」がある。

令和3年度 地域ケア会議運営方針・開催計画

豊田市の地域ケア会議は、地域ケア推進会議（地域包括支援センター運営協議会）及び地域ケア個別会議・多職種で自立支援を考える会から構成される。

会議名称	主たる機能（連携）	発揮すべき機能	主催者	構成員（例）	開催頻度
地域ケア推進会議 （地域包括支援センター運営協議会）	・政策形成機能	地域課題の解決に向けて、優先順位や利用可能な地域資源等を検討して、解決のための政策等を立案する。ネットワーク機能や地域づくり・資源開発機能を十分に発揮するための施策等を立案する。	市	医師会、歯科医師会、薬剤師会、学識者、地域団体（自治区、民生委員、高齢者クラブ、ボランティア等）、市民、介護サービス事業所、社会福祉協議会等	年2回程度
多職種で自立支援を考える会 （地域ケア会議自立支援版）	・個別課題解決機能 ・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能 ・地域づくり・資源開発機能	高齢者のQOLの向上のための多職種によるケーススタディを行い様々な職種の視点を学び合うとともに、「住み慣れた地域で自分らしく暮らしていく」ために必要なことについて考える。	市 基幹包括支援センター 地域包括支援センター	医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士／栄養士、生活支援コーディネーター（CSW）、介護支援専門員、介護保険サービス事業所、障がい福祉部門の相談支援専門員、市関係課等	ブロック毎年5回程度
地域ケア個別会議	・個別課題解決機能 ・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能	本人の自立支援を目的に、関係者（関係機関や地域支援者、家族）が本人の意向の実現や問題の解決に向けて、どのように関わることができるか検討し、本人の自己決定を促すとともに、参加者が本人の支援に対して役割意識を持つ。	地域包括支援センター	本人・家族 本人に関わる医療・介護の専門職、地域支援者（自治区長、民生委員、地域住民、ボランティア、ささえあいネットワーク関係協力機関等）、介護支援専門員、社会福祉協議会等	必要時に開催

地域ケア会議体系図と政策形成までの流れ

体系図

政策形成までの流れ

- ・「地域ケア個別会議」による個別ケースの課題分析等の積み重ねと、「多職種で自立支援を考える会」によるケーススタディの積み重ねにより地域課題を把握する。
- ・ブロック協力事業の地域課題検討委員は、ブロック全体の地域課題を整理し、地域課題を解決する方策を、ブロックで取り組めることと市全体での検討が適切であることを整理して、提案する。
- ・「多職種で自立支援を考える会」においては、把握した地域課題について、多職種がそれぞれ取り組めることと市全体での検討が適切であることを整理する。
- ・提案内容等を踏まえ、地域に必要な取組を明らかにして施策を立案し、地域ケア推進会議（地域包括支援センター運営協議会）に提言する。

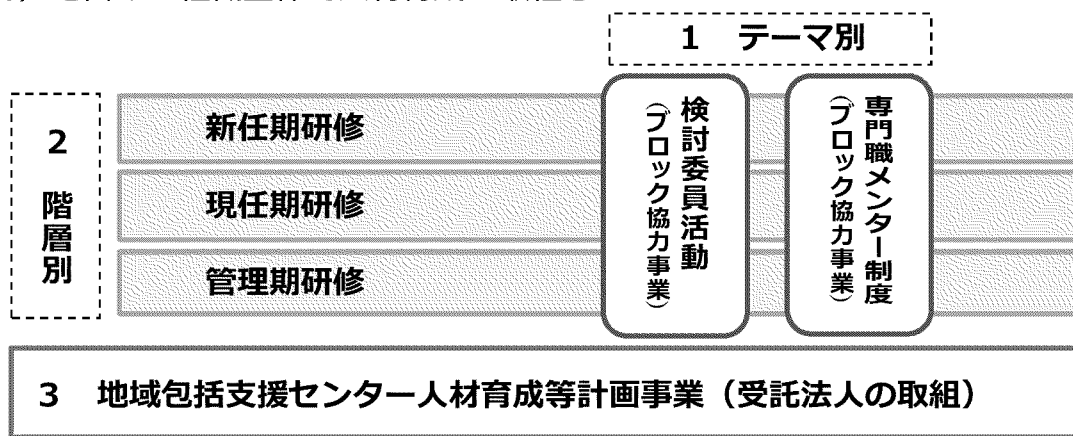
【議題5】 地域包括支援センター職員の人材育成について

【報告事項】

令和元年度から、豊田市地域包括支援センター職員人材育成方針に沿って、地域包括支援センター（以下「センター」という。）職員の人材育成に取り組んでいる。令和3年度末で取組開始から3か年が経過することから、3か年の取組成果・課題と今後について報告する。

1 人材育成の目的と体系図

市民に適切なサービスを提供していくために、センター職員一人ひとりが常に知識や専門性の向上に努めるとともに、センター運営事業委託受託法人（以下「受託法人」という。）を含めた組織全体で人材育成に取り組む



2 主な取組と3か年の成果・課題

(1) 地域包括支援センターブロック協力事業

- ① 5つのブロックで職種ごとに課題を検討する委員活動の実施
- ② メンティ（新任職員）とメンター（同職種の他センター先輩職員）をマッチングした専門職メンター制度の活用

	R元	R2	R3(11月末時点)
① 検討委員活動回数	90回	92回	94回
② メンター制度利用者	35人	30人	25人

成果・センター間や職員間で、情報共有や行事の共催・見学等の連携が進んだ

- ・メンティは、他センターにも相談できる職員がいることで安心を得ている
- ・メンターは、メンティとの面談等を通じて初心に戻るなどの気づきを得ている

課題・検討委員活動の負担感の軽減

- ・メンターからの相談に応じる支援体制の充実

(2) 地域包括支援センター職員研修計画（R2年度開始）

新任期・現任期・管理期の階層別研修を充実させ、センター業務に必要な研修を計画的に受講できる体制を整備

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

	R2	R3 (11 月末時点)
研修回数	27 回	28 回
参加者数	636 人	662 人
研修内容の理解度 (理解できた職員の割合)	98.9%	97.0%

成果・センター業務に必要な研修が、計画的に市内で受講できるようになった

- ・特に新任期は集合研修により職員同士のつながりができた

課題・適当な研修回数や研修時期の設定

- ・研修内容の録画配信の実施（研修の振り返りや中途採用職員等の活用を想定）
- ・研修内容の定着（適切な時期に研修を振り返る機会の設定）

(3) 地域包括支援センター人材育成等計画事業

①受託法人の職員とセンター管理職と面接において意見交換を実施

②各法人が作成した計画に添って人材育成に取り組むことで、センター職員の資質向上や職場環境整備を推進（取組状況を適当と判断した場合に計画費を交付）

	R 元	R2	R3(11 月末時点)
①面接回数	2 回	2 回	2 回
②計画費交付	27 センター	27 センター	年度末に決定

成果・受託法人と市が情報交換等を行う良い機会となり、お互いの理解が進んだ

- ・受託法人がセンター職員の人材育成に取り組むことで、様々な取組が開始された
(例) 受託法人による職員研修の実施

職員が受講する研修費用の法人負担

同法人内の複数センターの職員交流

課題・受託法人のセンター業務に対する更なる理解促進

- ・受託法人が組織としてセンター職員を支援する意識の向上

3 まとめと今後について

3年間の取組により様々な成果が上がり、センター職員の離職率についても以下のとおり少しずつ下がってきている。

	H30	R 元	R2
離職率	6.71%	5.59%	5.56%

一方で、取組に対する課題についても明らかになった。

市民に適切なサービスを提供し続けるためには、市内 28 か所のセンター職員の一定の質を担保する必要があるため、明らかになった課題への対応を進めながら、センター職員と受託法人がともに人材育成の必要性を理解し、積極的に取り組めるような環境を整え、人材育成に関する取組を継続していく。